

無償化の対象保育料（施設等利用費）の計算方法

対象 保育料

無償化になるのは、次のどちらか小さい額です。

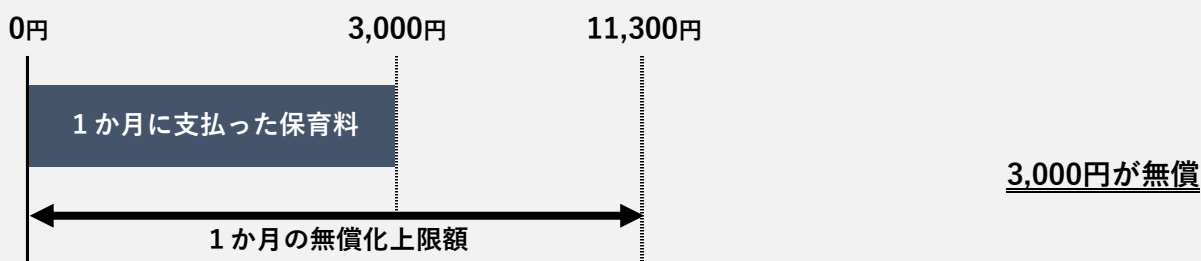
1か月に支払った
保育料

または

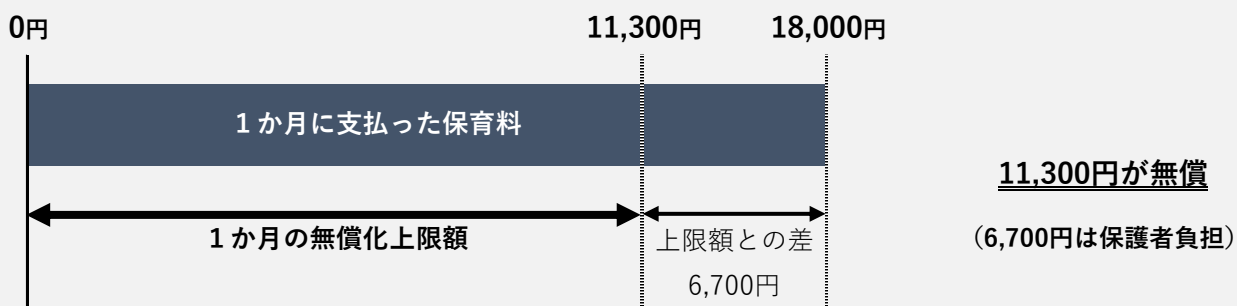
1か月の
無償化上限額

のどちらか小さい方

例1： 1か月に支払った保育料が3,000円で、無償化月額上限額が11,300円の時



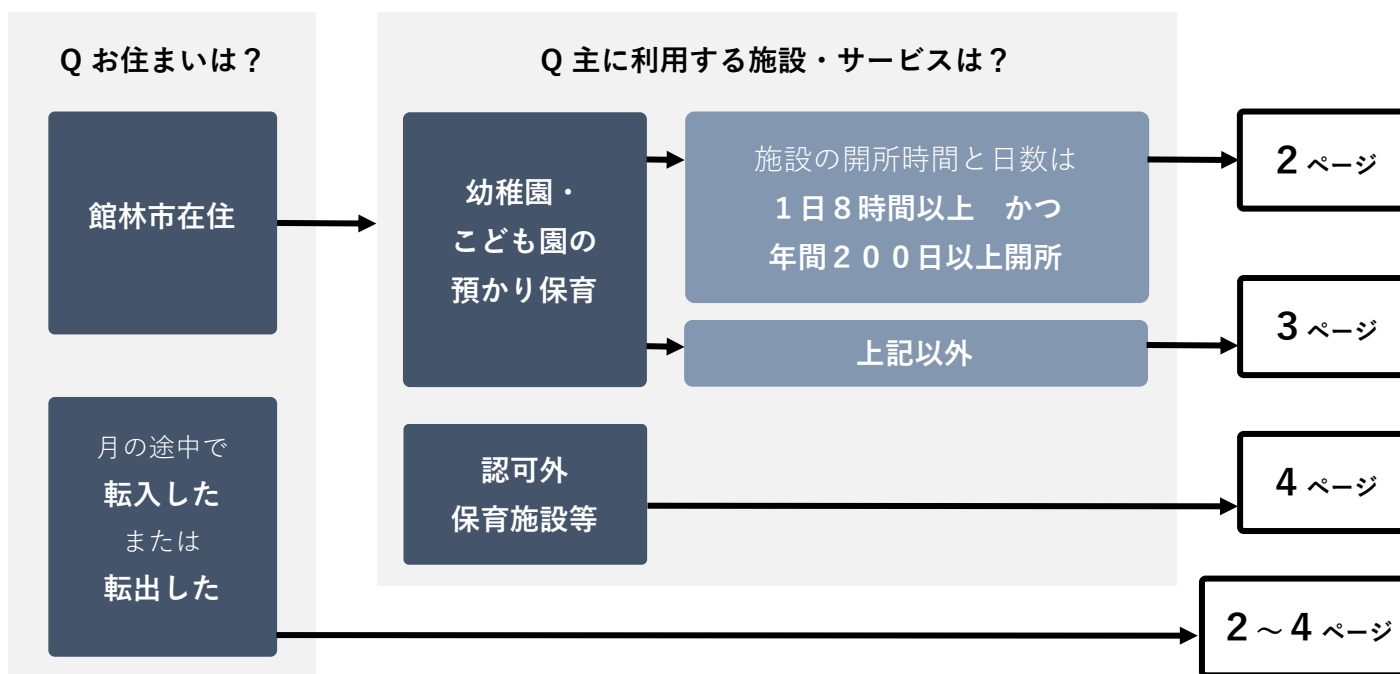
例2： 1か月に支払った保育料が18,000円で、無償化月額上限額が11,300円の時



❗ 食材料費や日用品、文房具、行事参加費、通園送迎費等は、無償化の対象ではありません。

上限額

無償化上限額は、利用施設・サービスなどによって計算方法が違います。



無償化上限額は、お子さんの年齢や預かり保育の利用日数などによって
違います。（認可外保育施設等の保育料は、無償化の対象ではありません。）

1 お子さんの年齢などによる月額上限額

満3歳で住民税が非課税の方
(満3歳：年度の途中で3歳になった方)

→ 16,300円が上限

または

3歳から5歳児の方

→ 11,300円が上限

2 利用日数による月額上限額

預かり保育を利用した月の **利用日数** × 450円

1と2のどちらか小さい方が、月額上限額

Q

預かり保育のみ利用しています。月の途中で引っ越しました（市内転居除く）。
同じ施設に引き続き通うときに、上限額はようになりますか？

A

館林市民としての認定期間・利用した日数で、それぞれ上限額を計算します。

転入出日によって、どの市町村の子どもとして利用するかが変わります。

転入出日は、市役所へ書類を出した日と一致しないことがあるため、館林市や転入前後の市町村に、よく確認してください。

例1：11月20日に館林市から市外へ引っ越した3歳児

11月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

1日から19日までの19日間は、館林市の子どもとしての認定期間です。11月は30日間あり、預かり保育を11日利用したときは…

● 年齢による上限額（10円未満切捨）

$$11,300円 \times 19日 \div 30日 = 7,150円$$

● 利用日数による上限額

$$11日 \times 450円 = 4,950円$$

4,950円が上限額

例2：11月20日に館林市へ引っ越してきた3歳児

11月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

20日から30日までの11日間は、館林市の子どもとしての認定期間です。11月は30日間あり、預かり保育を8日利用したときは…

● 年齢による上限額（10円未満切捨）

$$11,300円 \times 11日 \div 30日 = 4,140円$$

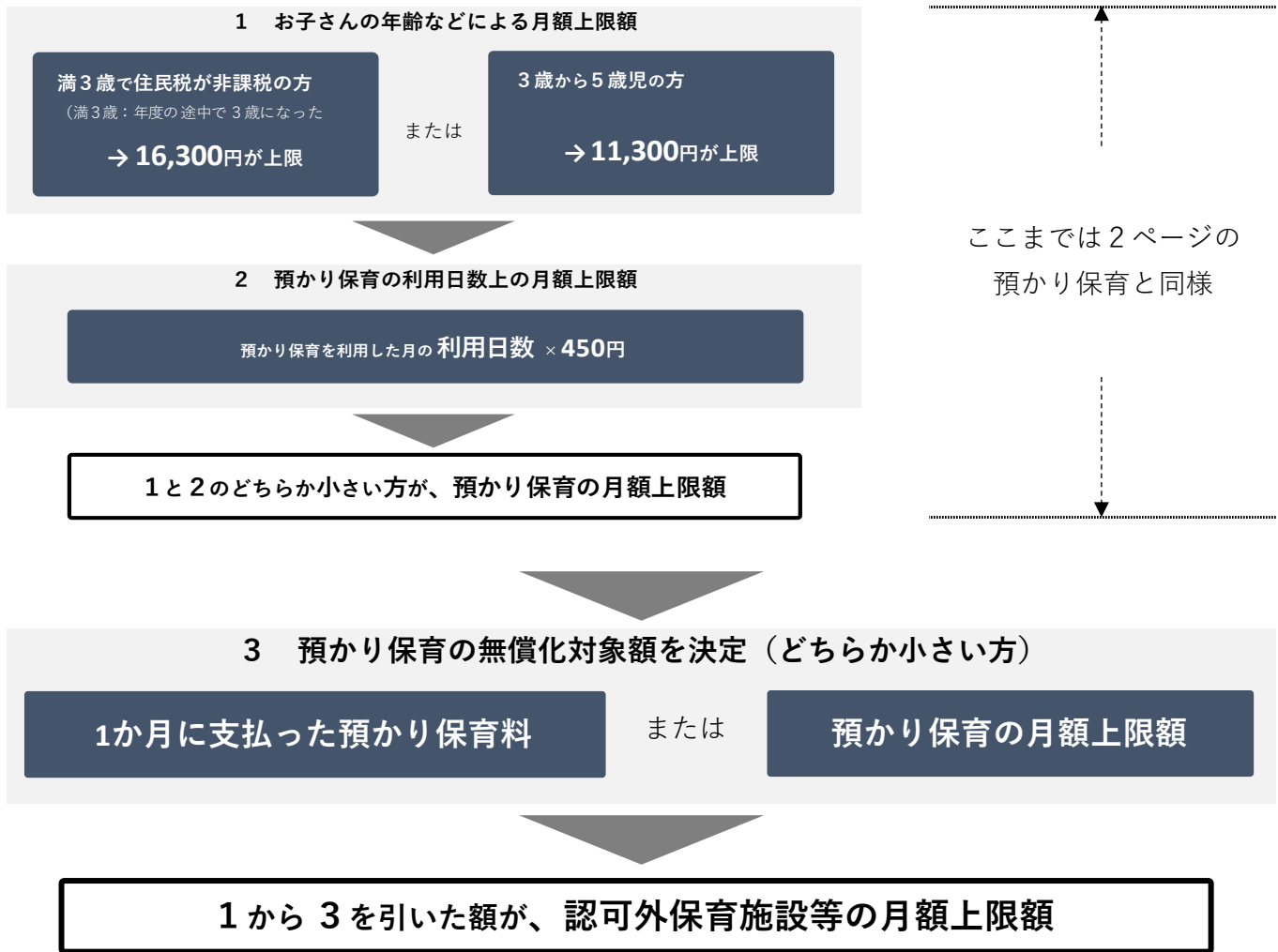
● 利用日数による上限額

$$8日 \times 450円 = 3,600円$$

3,600円が上限額

**預かり+
認可外**

年齢による上限額の範囲内で、預かり保育と認可外保育施設等の上限額を計算します。（3段階の計算が必要です。）



Q

預かり保育と認可外保育施設等を併用中です。月の途中で引っ越しました（市内転居除く）。同じ施設に引き続き通うときに、上限額はようになりますか？

A

館林市民としての認定期間・利用した日数で、それぞれ上限額を計算します。転入出日は館林市や転入前後の市町村に、よく確認してください。

- 1 年齢による上限額を日割計算する
- 2 館林市の子どもとして利用した、預かり保育の利用日数による上限額を計算する
- 3 認可外保育施設等の月額上限額を計算する（1から2を引く）

2ページも参考

● 市役所へ請求するときのお願い

認可外保育施設等に支払った保育料は、館林市市民として認定された期間の保育料のみを記入してください。

保育料が月額となっている場合は、日割計算をしてください。

例：11月20日に館林市へ引っ越してきたとき

11月20日から30日までの11日間は、館林市の子どもとしての認定期間

11月は30日間あるため…

$$\text{日割の保育料} = \text{月額の保育料} \times 11日 \div 30日$$

無償化上限額は、お子さんの年齢などによって違います。

お子さんの年齢などによる月額上限額

0～2歳で住民税が非課税の方
→ 42,000円が上限

または

3歳から5歳児の方
→ 37,000円が上限

Q

認可外保育施設等のみを利用しています。月の途中で引っ越しました（市内転居除く）。
同じ施設に引き続き通うときに、上限額はようになりますか？

A

館林市民としての認定期間で計算します。

転入日は館林市や転入前後の市町村に、よく確認してください。

● 市役所へ請求するときのお願い

館林市民として認定された保育料のみを記入してください。

保育料が月額となっている場合は、館林市民としての利用分を日割計算してください。

例1：11月20日に館林市から市外へ引っ越した3歳児

11月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

1日から19日までの19日間は、館林市の子どもとしての認定期間です。11月は30日間あるため…

● 年齢による上限額（10円未満切捨）

$$37,000円 \times 19日 \div 30日 = 23,430円$$

● 保育料が月額のときの日割計算

$$月額保育料 \times 19日 \div 30日$$

例2：11月20日に館林市へ引っ越してきた3歳児

11月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

20日から30日までの11日間は、館林市の子どもとしての認定期間です。11月は30日間あるため…

● 年齢による上限額（10円未満切捨）

$$37,000円 \times 11日 \div 30日 = 13,560円$$

● 保育料が月額のときの日割計算

$$月額保育料 \times 11日 \div 30日$$